

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口構造の実態

本町の人口は、2020年から2024年の住民基本台帳に基づく人口（4月1日現在）は、5年間で496人の減少で減少率は-4.53%となっている。

将来人口の推計と分析では、今後も年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、老人人口（65歳以上）は増加傾向が続いている見込みである。

（出典：明和町の人口推移と今後の推計（明和町総合戦略（2016年3月策定））

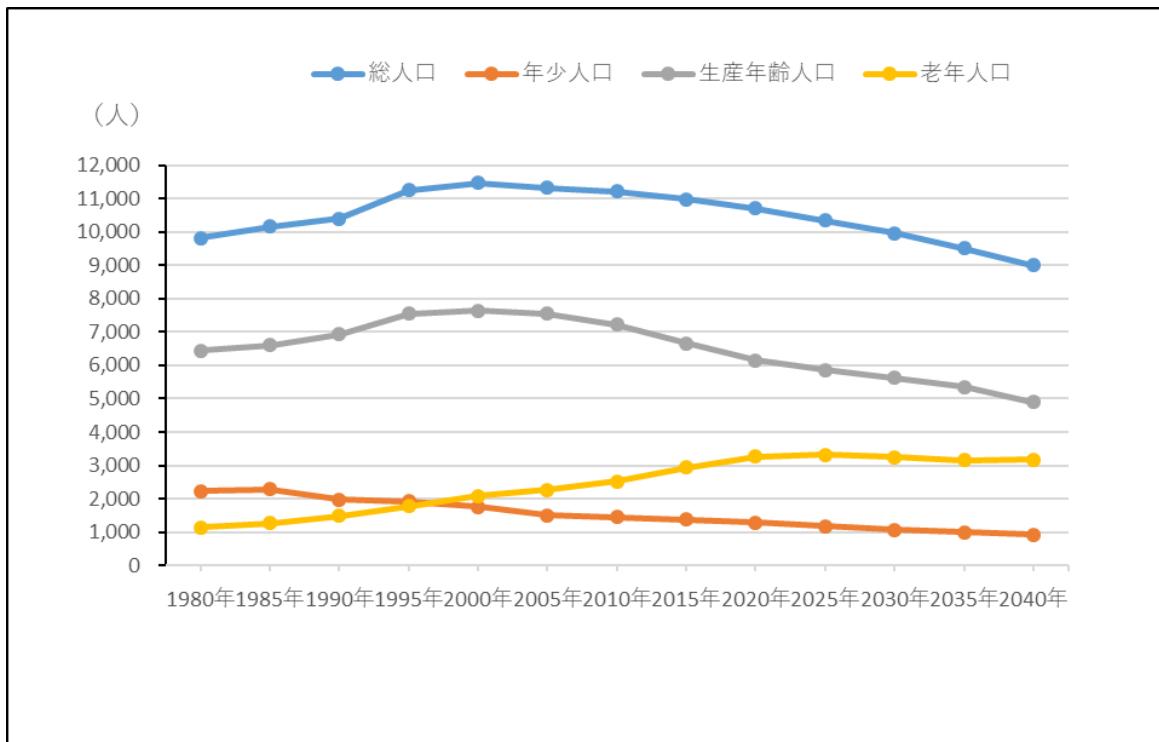


図1 明和町の人口推移と今後の推計（明和町総合戦略（2016年3月策定））

② 産業構造の実態

本町における産業構造については、2018年の地域経済循環分析（RESAS）によると、地域内産業の構成割合（生産額（総額））は第2次産業が最も割合が多く、次に第3次産業、第1次産業となっている。

また、第2次産業では、内訳として食料品が6割を占めており、当町の産業生産額の大多数を食料品が占めている。

なお、工場立地の促進は現在も続いているが、今後も第2次産業の発展を見込んでいる。

一方、中小企業者は減少傾向にあり、今後中小企業者の従業員数の減少が想定される。

域内の基幹産業である農業においては、食味評価の高い米をはじめ、野菜、果樹、花卉等の栽培が盛んであるが、農業人口は、後継者不足により年々減少している。

(出典：RESAS 明和町の地域経済循環マップ)

③ 中小企業者の実態

域内の中小企業者の実態として、2020 年度から 2023 年度の商工会員数の推移から、会員数は少しづつであるが減少傾向にあり、設備投資や雇用の面でも著しい変化は見受けられない。

また、企業誘致による工場立地の増加が、必ずしも域内の活性化並びに中小企業者の製造出荷額の増加及び生産性の向上に結び付いていない側面がある。

年度	(計)	会員事業所の業種別内訳						
		建築業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他
2020	225	42	51	3	19	13	57	11
2021	232	43	48	3	18	15	61	13
2022	223	43	48	3	17	13	60	12
2023	217	41	48	3	15	13	57	12

図3 商工会員の推移

(2) 目標

当町では、第2次産業が盛んであるため、先端設備等の導入を促進し、より生産性の向上を図り、規模の拡大やそれに伴う従業員の増加を目指し、計画期間内において3件の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が基準年度比（直近の事業年度末）で、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

明和町の産業は、多様な業種が特定の地域に限らず、広域に立地していることから、本計画の対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

明和町の産業は、多様な業種が町内の経済・雇用を支えているため、本計画の対象業種は全てとする。

本計画において労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象にしない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納している者は対象としない。
- ・環境条例、景観条例に配慮すること。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。